

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第18号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「又は本庁の部長(危機管理局長及び企画局長を含む。以下「部長」という。)」を「、本庁の部長又は病院事業局長」に改め、同条第4項中「別表第6」を「別表第7」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「(本庁)を(病院事業局長の次長及び本庁)に、「別表第5」を「別表第6」に、「前項」を「前2項」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 住宅参事又は建築技監が専決する事項は、別表第5に掲げるとおりとする。

第7条第1項中「別表第7」を「別表第8」に改める。

第8条中「別表第8」を「別表第9」に改める。

第9条第5項を次のように改める。

5 次の表の左欄に掲げる部長が不在の場合における前項の規定の適用については、同表の左欄に掲げる部長の区分に応じ、同項中同表の中欄に掲げる字句は同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
危機管理部長	知事の承認を受けてあらかじめ部長が指定した順序により課長(その事務につき合議を受けた部内の課長があるときはその課長)	危機管理部の他の課長が、これらの者がともに不在のときはあらかじめ知事の承認を受けて部長が指定した職員
衛生部長	課長が、	課長(病院事業局長が所掌する事務にあつては病院事業局長、部長及び病院事業局長がともに不在のときはあらかじめその事務について部長が指定する次長。以下この項において同じ。)が、
建設部長	課長が、	課長(住宅参事又は建築技監が主管する事務にあつては住宅参事又は建築技監、部長及び住宅参事又は建築技監がともに不在のときはあらかじめその事務について部長が指定する課長。以下この項において同じ。)が、

第9条第11項を同条第12項とし、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「別表第9」を「別表第10」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「の課」を「の局、課及び室」に、「、室にあつては室長補佐、室長補佐が複数の室にあつては室長があらかじめ指定した室長補佐」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 病院事業局長が不在のときはあらかじめその事務について病院事業局長が指定した次長が、病院事業局長及びあらかじめその事務について病院事業局長が指定した次長がともに不在のときは他

の次長がその事務を代決する。

別表第2の3の(1)のイ中「長野県警察本部生活安全部生活安全特別捜査隊、」を削り、「別表第7の11」を「別表第8の11」に改め、同6の(10)のエの(ウ)を同(カ)とし、同(イ)の次に次の事項を加える。

(ウ) 第10条の規定による公害防止統括者等の解任命令

別表第2の6の(16)のウの次に次の事項を加える。

エ 山岳環境保全施設等整備事業補助金交付要綱(平成12年3月13日付け11環第431号生活環境部長通知)の規定に基づく補助金の交付

オ 小規模山小屋トイレ整備事業補助金交付要綱(平成14年7月10日付け14環第211号生活環境部長通知)の規定に基づく補助金の交付

カ 自然環境整備支援事業補助金交付要綱(平成17年9月1日付け17環第127号生活環境部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の6の(22)のイを削り、同イを同アとし、同ウからカまでを同イからオまでとし、同(25)の(イ)を同(ウ)とし、同(ア)を同(イ)とし、同(イ)の前に次の事項を加える。

(ア) 第11条第2項の規定による報告等の命令及び質問(第5条第12項に規定する障害者支援施設に係るものを除く。)

別表第2の6の(26)のイの(イ)を同(ウ)とし、同(ウ)の前に次の事項を加える。

(ウ) 第58条の規定による認可の取消し

別表第2の6の(26)のイの(ウ)を同(イ)とし、同(イ)を同(ウ)とし、同(ウ)を同(イ)とし、同(イ)を同(ウ)とし、同(ウ)の後に次の事項を加える。

(イ) 第35条第3項の規定による設置の届出の受理(保育所及び児童厚生施設に係るものに限る。(ウ)から(イ)まで及び(イ)において同じ。)

(ウ) 第35条第4項の規定による設置の認可

(イ) 第35条第6項の規定による廃止及び休止の届出の受理

(ウ) 第35条第7項の規定による廃止及び休止の承認

別表第2の6の(26)のイ中「第37条第4項及び第6項」を「第37条第2項の規定による認可及び同条第4項から第6項まで」に改め、「保育所」の次に「、児童厚生施設」を加え、同イを同ウとし、同イからサまでを同ウからスマまでとし、同オの次に次の事項を加える。

カ 児童環境づくり基盤整備事業補助金交付要綱(平成19年10月16日付け19こ家第218号社会部長通知・平成19年10月16日付け19教こ第239号教育長通知)の規定に基づく補助金の交付

キ 放課後子どもプラン推進事業補助金交付要綱(平成19年10月29日付け19こ家第230号社会部長通知・平成19年10月29日付け19教こ第255号教育長通知)の規定に基づく補助金の交付(放課後児童健全育成事業及び放課後子ども環境整備事業に係るものに限る。)

別表第2の6の(26)のオを削り、同エを同オとし、同ウの次に次の事項を加える。

エ 社会福祉法第69条第1項及び第2項の規定による届出の受理(放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業に係るものに限る。)

別表第2の6の(28)のアからエまでを次のように改める。

ア 障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の28第1項

の規定による報告等の命令、質問及び検査

イ 障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の28第1項の規定による報告等の命令、質問及び検査

ウ 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)の規定に基づく次の事項

(7) 第25条第2項の規定による相談への対応、助言及び指導等並びに関係行政機関の紹介

(4) 第25条第3項の規定による資料の送付、情報の提供その他の協力の要請

エ 障害者居宅福祉事業補助金交付要綱(平成19年3月30日付け18障第512号社会部長通知)の規定に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

別表第2の6の(28)のオを削り、同カを同オとし、同キを同カとし、同クを削り、同ケからサまでを同キからケまでとし、同シからツまでを削り、同(28)に次の事項を加える。

コ 障害者自立支援給付費等県費負担(補助)金交付要綱(平成20年2月28日付け19障第435号社会部長通知)の規定に基づく補助金等の交付

サ 市町村地域生活支援事業県費補助金交付要綱(平成20年2月28日付け19障第434号社会部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の6の(31)に次の事項を加える。

シ 農村活性化支援事業交付金交付要綱(平成19年10月5日付け19農振第360号農政部長通知)の規定に基づく交付金の交付

ス 農畜産業振興事業補助金交付要綱(平成20年長野県告示第302号)の規定に基づく補助金の交付(事業が県全域にわたる団体に係るものを除く。)

別表第2の6の(34)のアの(7)中「第11条の4第1項」を「第11条の7第1項」に、同(4)中「第11条の8第1項」を「第11条の23第1項」に、同(9)中「第11条の14第1項」を「第11条の29第1項」に、同(1)中「第10条第1項第1号及び第2号」を「第10条第1項第2号及び第3号」に、同(2)中「第64条第5項」を「第64条第4項」に改め、同(53)に次の事項を加える。

チ 長野県農地・水・環境保全向上対策交付金交付要綱(平成19年5月1日付け19農振第122号農政部長通知)の規定に基づく交付金の交付(農地・水・環境保全向上活動推進交付金に限る。)

別表第2の6の(89)を同(90)とし、同(85)から(88)までを同(86)から(89)までとし、同(84)のアに次の事項を加える。

(7) 第81条第4項の規定による認可

(7) 第82条第1項(第84条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び縦覧

(1) 第83条第2項の規定による同意(第90条第3項において準用する場合を含む。)

(4) 第83条第3項の規定による公告及び縦覧並びに明示(第85条第4項、第87条第4項及び第90条第3項において準用する場合を含む。)

(2) 第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可

(2) 第85条第3項の規定による届出の受理

(2) 第87条第1項及び第2項の規定による書面の受理

(1) 第88条第1項の規定による景観協定の廃止の認可

(4) 第88条第2項の規定による公告

(1) 第90条第1項の規定による景観協定の認可

別表第2の6の(84)を同(85)とし、同(81)から(83)までを同(82)から(84)までとし、同(80)のアの(3)中「第75条の2第1項」を「第75条の2第1項及び第2項」に改め、同クの(3)を同(3)とし、同(4)から(4)までを同(4)から(4)とし、同(4)の次に次の事項を加える。

(4) 第8条第5項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により準用する建築基準法第93条第1項、第4項及び第5項の規定による同意の取得等

(4) 第8条第5項(第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により準用する建築基準法第93条の2の規定による書類の閲覧

別表第2の6の(80)のシ中「すまいの安全「とうかい」防止対策事業補助金交付要綱」を「住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱」に改め、同(80)を同(81)とし、同(79)を同(80)とし、同(78)のアの(7)中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、同(9)中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、同(3)を同(4)とし、同(4)から(4)までを同(4)から(4)までとし、同(4)中「(4)から(4)」を「(4)から(4)」に改め、同(4)を同(4)とし、同(4)から(4)までを同(4)から(4)までとし、同(4)の前に次の事項を加える。

(1) 第43条第3項の規定による協議(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号のニに該当するものに限る。)

別表第2の6の(78)のアの(2)を同(2)とし、同(3)から(3)までを同(3)から(3)までとし、同(4)中「及び(4)」を「(4)及び(4)」に、「(3)から(3)まで及び(4)」を「(4)から(4)まで及び(4)」に改め、同(4)を同(3)とし、同(4)を同(4)とし、同(4)中「(4)及び(4)」を「(4)及び(4)」に改め、同(4)を同(4)とし、同(4)中「受理」の次に、「((7)、(4)及び(4)に係るものに限る。)」を加え、同(4)を同(4)とし、同(4)中「(4)において同じ。」を削り、同(4)を同(4)とし、同(4)の次に次の事項を加える。

(4) 第34条の2第1項の規定による開発行為の協議(市街化調整区域にあつては第34条第13号に該当するもの、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域並びに都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内にあつては開発区域の面積が4万平方メートル以下のものに限る。第35条の2第4項の規定において準用する場合を含む。)

別表第2の6の(78)のうち「(4)及び(4)」を「(4)、(4)、(4)及び(4)」に改め、同(78)を同(79)とし、同(77)を同(78)とし、同(76)のアの(4)中「(4)及びエの(4)」を「(4)から(4)まで及びエの(4)の[から]まで」に改め、同(76)を同(77)とし、同(68)から(75)までを同(69)から(76)までとし、同(67)のイ中「第9条第3項」を「第9条第1項」に、「第10条第3項」を「第10条第1項」に改め、同(67)を同(68)とし、同(66)の次に次の事項を加える。

(67) 企業立地計画等に関する事項

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)の規定に基づく次の事項

ア 第14条第1項の規定による企業立地計画の承認

イ 第14条第4項の規定による関係市町村長への通知(第15条第3項において準用する場合を含む。)

ウ 第15条第1項の規定による企業立地計画の変更の承認

エ 第15条第2項の規定による企業立地計画の承認の取消し

オ 第16条第1項の規定による事業高度化計画の承認

カ 第16条第4項の規定による関係市町村長への通知(第17条第3項において準用する場合を含む。)

キ 第17条第1項の規定による事業高度化計画の変更の承認

ク 第17条第2項の規定による事業高度化計画の承認の取消し

別表第2の7の(7)を同(8)とし、同(2)から(6)までを同(3)から(7)までとし、同(1)の次に次の事項を加える。

(2) 中国残留邦人等の支援に関する事項

ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法の規定に基づく(1)の(ア)に掲げる事項

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法の規定に基づく(1)の(ア)に掲げる事項

別表第2の9の(2)のイを同サとし、同サの前に次の事項を加える。

オ 第9条の2第1項の規定による再出頭の要求、調査及び質問

カ 第9条の3第1項の規定による許可状の請求、臨検及び捜索

キ 第9条の3第2項の規定による調査及び質問

ク 第9条の3第5項の規定による許可状の交付

ケ 第10条の3の規定による報告の受理

コ 第11条第3項の規定による勧告

別表第2の9の(2)の(ア)を同エとし、同エの前に次の事項を加える。

ア 第8条の2第1項の規定による出頭の要求、調査及び質問

イ 第8条の2第2項の規定による告知(第9条の2第2項において準用する場合を含む。)

ウ 第8条の2第3項の規定による立入調査及び質問その他の必要な措置

別表第2の15の(13)のウ中「精神障害回復者社会復帰対策事業実施要綱(昭和50年6月3日付50保予第162号衛生部長通知)」を「障害者社会適応訓練事業実施要綱(昭和50年6月3日付50保予第162号衛生部長通知)」に、「同要綱第7」を「同要綱第6」に改め、同エを削る。

別表第2の45を削り、同46を同45とし、同47の(3)を削り、同47を同46とし、同48から50までを同47から49までとし、同51の(4)中「生活安全特別捜査隊」を削り、「52の(4)」を「51の(4)」に改め、同51を同50とし、同52の(3)中「生活安全特別捜査隊長」を削り、同52を同51とし、同53を同52とし、同54を同53とし、同55中「個別的労使紛争に係るあつせんに関する要綱」を「個別労働紛争に係るあつせんに関する要綱」に改め、同55を同54とし、同56を同55とする。

別表第3の2中「エの(カ)」を「エの(ハ)」に、「同(22)のウ及びエ」を「同(22)のイ及びウ」に、「同(28)の(イ)及びイの(イ)」を「同(28)の(ア、イ及びウ)」に、「同(68)のイ及びウ」を「同(69)のイ及びウ」に、「同(69)、同(72)の(カ)」を「同(70)、同(73)の(カ)」に、「同(73)

の(イ)」を「同(74)の(イ)」に、「同(76)の(ア)の(7)」を「同(77)の(ア)の(7)」に、「同(77)の(ア)の(ウ)」を「同(78)の(ア)の(ウ)」に、「同(78)の(ア)の(ト)から(ネ)まで、同(80)の(ア)の(ス)」を「同(79)の(ア)の(ニ)から(ハ)まで、同(81)の(ア)の(ス)」に、「同(82)の(ア)の(イ)及び(キ)から(ク)まで」を「同(83)の(ア)の(7)から(イ)まで及び(カ)から(ク)まで」に、「同(85)の(キ)」を「同(86)の(キ)」に改め、同3中「別表第2の7の(3)及び同(5)」を「別表第2の7の(4)及び同(6)」に改める。

別表第4中

「(別表第4)(第6条関係)副知事、会計管理者及び部長が専決する事項」を

「(別表第4)(第6条関係)副知事、会計管理者、部長及び病院事業局長が専決する事項」

に改め、同2の(13)中「別表第7の1」を「別表第8の1」に改め、同3中「部長が専決する事項」の次に「(衛生部長にあつては4の(1)に掲げる事項、建設部長にあつては別表第5の1に掲げる事項を除く。)」を加え、同(4)中「課長が専決する事項」を「病院事業局長、住宅参事又は建築技監及び課長(病院事業局長の次長を除く。)」が専決する事項(住宅参事又は建築技監の所管する事務について課長が専決する事項を除く。)」に改め、同表に次の事項を加える。

4 病院事業局長が専決する事項(病院事業局長が所管する事務に係るものに限る。)

(1) 3の(1)及び(3)に掲げる事項

(2) 次長が専決する事項のうち、これらの者において局長の決裁を要すると認めるもの

別表第9の1中「長野県松本技術専門学校長」を削り、「長野県動物愛護センター所長」の次に「長野県環境保全研究所長」を加え、同3中「(代決)」を「及び長野県松本技術専門学校長の代決」に改め、同(2)中「事務局長」の次に「又は庶務を所管する分掌組織の長」を加え、同5の(2)中「事務長(長野県立こども病院にあつてはその事務について院長があらかじめ指定した副院長)」を「事務部長」に改め、同6を削り、同7を同6とし、同8中「長野県男女共同参画センター所長」の次に「労政事務所長、若年者就業サポートセンター所長」を加え、「長野県精神保健福祉センター所長」の次に「食肉衛生検査所長、消費生活センター所長、長野県名古屋事務所長、長野県大阪事務所長」を加え、同8を同7とし、同9を同8とし、同10中「事務長」を「事務部長」に改め、同10を同9とし、同11中「長野県佐久高速道事務所長及び長野県北信新幹線事務所長」を「及び長野県佐久高速道事務所長」に改め、同11を同10とし、同12中「長野県名古屋事務所長、長野県大阪事務所長」、「長野県若年者就業サポートセンター所長」及び「食肉衛生検査所長、消費生活センター所長」を削り、同12を同11とし、同表を別表第10とする。

別表第8の1の(3)から(6)までを削り、同(7)を同(3)とし、同(8)及び(9)を削り、同(10)を同(4)とし、同表を別表第9とする。

別表第7の9中「ダム管理事務所長及び長野県北信新幹線事務所長」を「及びダム管理事務所長」に改め、同(1)中「長野県飯山建設事務所及び長野県北信新幹線事務所」を「及び長野県飯山建設事務所」に、「(5)」を「(6)」に改め、同表を別表第8とする。

別表第6を別表第7とし、別表第5の4の(1)中「(5)」を「(6)」に改め、同表を別表第6とし、別表第4の次に次の別表を加える。

(別表第5)(第6条関係)

住宅参事又は建築技監が専決する事項(住宅参事又は建築技監が所管する事務に係るものに限る。)

- 1 別表第4の2の(3)から(7)に掲げる事項
- 2 課長が専決する事項のうち、これらの者において住宅参事又は建築技監の決裁を要すると認めるもの。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

行政改革課

長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第19号

長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則(昭和34年長野県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「個別的労使紛争」を「個別労働紛争」に改める。

別表第2中

主任企画員	特に高度な企画調整事務
-------	-------------

を

課長補佐	課長の職務遂行の補佐、課務の整理及び課長が特に命じた事務の処理
------	---------------------------------

に、「複雑困難な」を「複雑かつ困難な」に、

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

を

担当係長	課長が指定する特定の事務の分掌
------	-----------------

に改める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

行政改革課

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第20号

知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則

(知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則の一部改正)

第1条 知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則(昭和36年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

本則第3号中「、技術幹」を削り、本則第4号中「、企画幹及び技術幹」を「及び企画幹」に改め、本則第5号中「、主任企画員」を削り、本則第6号中「(本庁課長補佐級職員に限る。以下この号において同じ。)、主任企画員」を削り、「課長、課長補佐、主任企画員」を「次長、課長、課長補佐」に改める。

(長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第2条 長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則(昭和40年長野県規則第48号)の一部を次のように改正する。

本則第2号中「、技術幹」を削り、本則第3号中「、主任企画員」を削り、本則第4号中「、企画幹及び技術幹」を「及び企画幹」に改め、本則第5号中「(本庁課長補佐級職員に限る。以下この号において同じ。)、主任企画員」を削り、「課長、課長補佐、主任企画員」を「次長、課長、課長補佐」に改める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

行政改革課

長野県病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第21号

長野県病院事業財務規則の一部を改正する規則

長野県病院事業財務規則(昭和50年長野県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「部長」を「局長」に、「衛生部長」を「病院事業局長」に改め、同条第3号中「課長等」を「次長等」に、「県立病院課長」を「病院事業局次長(運営管理担当)」に改める。

第5条第1項中「部長は、経営戦略局長」を「局長は、総務部長」に改める。

第6条第1項及び第2項、第8条、第9条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第10条中「部長」を「局長」に改める。

第11条第1号中「県立病院課長」を「病院事業局次長(運営管理担当)」に改め、同条第2号中「県立病院課」を「病院事業局」に改める。

第13条第1項中「部長」を「局長」に改める。

第50条及び第51条中「(相互銀行を除く。)」を削る。

第73条、第81条、第84条第1項及び第2項、第85条第1項並びに第87条中「課長等」を「次長等」に改める。

第91条第1項中「課長等」を「次長等」に、「課」を「局」に改め、同条第2項中「課長等」を「次長等」に、「課」を「局」に改める。

第93条から第95条まで、第97条、第99条、第100条、第103条、第104条第1項及び第2項並びに第105条中「課長等」を「次長等」に改める。

第107条第1項中「課長等」を「次長等」に改め、同条第2項中「減価償却引当金」を「減価償却累計額」に改める。

第110条中「部長等」を「次長等」に改める。

第114条中「課長等」を「次長等」に改める。

第115条中「部長」を「局長」に改める。

第116条中「課長等」を「次長等」に改める。

様式第3号中「部長 回」を「局長 回」に改める。

様式第22号中

企業 出納員	院長	事務長	事務次長
次長補佐	係		担当者

を

に改める。

企業 出納員	院長	事務部長	事務部次長
係長	係		担当者

様式第42号中「医務課企業出納員 回」を「企業出納員 回」に改める。

様式第48号、様式第49号及び様式第51号中

を

事務長	事務次長	次長補佐
-----	------	------

に改める。

事務部長	事務部次長	係長
------	-------	----

様式第61号中「衛生部長 様」を「病院事業局長 様」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

県立病院課

財務規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第22号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、生活安全特別捜査隊」を削る。

第4条を第4条の2とし、第3条の次に次の1条を加える。

（会計管理者の事務の引継ぎ）

第4条 会計管理者に異動があつたときは、前任者は、当該異動があつた日から7日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情によりその担任する事務を後任者に引き継ぐことができないときは、これを知事の命じた職員に引き継がなければならない。この場合においては、当該職員は、後任者に引き継ぐことができるようになったときは、直ちにこれを後任者に引き継がなければならない。

3 前2項の規定による事務の引継ぎの場合においては、会計管理

者は、現金、書類、帳簿その他の物件についてはそれぞれ目録を調製し、なお、現金についてはそれぞれ帳簿に対照した明細書を添え、帳簿については事務の引継ぎの日において最終記帳の次に合計高及び年月日を記入し、かつ、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者がこれに連署しなければならない。

4 前項の規定により調製すべき書類、帳簿及び財産の目録は、現に調製してある目録又は台帳により引継ぎをする時の現況を確認することができる場合においては、当該目録又は台帳をもって代えることができる。

第56条第1項中「私人に収入の徴収又は収納」を「政令第158条第1項の規定により私人に収入の徴収又は収納の事務を委託し、又は政令第158条の2第1項の規定により同項に規定する者に徴収金（長野県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第2条第3号に規定する徴収金をいう。以下同じ。）の収納の事務」に改める。

第57条第1項中「徴収の委託」を「徴収の事務の委託」に、「徴収委託契約」を「徴収事務委託契約」に改める。

第58条第1項中「収納委託契約」を「収納事務委託契約」に、「収納委託通知書」を「収納事務委託通知書」に、「収納を委託した者」を「収納の事務の委託を受けた者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、収納事務委託契約に基づく徴収金の収納がある場合又は発生した場合において、予算執行者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

第58条に次の1項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、収納委託人のうち徴収金の収納の事務の委託を受けたものに係る指定金融機関への払込みその他の収納の方法については、収納事務委託契約に定めるものとする。第59条に次のただし書を加える。

ただし、収納委託人のうち徴収金の収納の事務の委託を受けたものが当該徴収金の収納に当たって使用する印鑑の寸法及びびな型は、あらかじめ、会計管理者に届け出たものをもってこれに代えることができる。

第64条第1項第1号中「、10万円」を「100万円」に改め、「単価契約によるもの」の次に「で契約の期間内の予定総額が100万円以上のもの」を加え、同項第2号中「10万円未満のものを除く」を「100万円以上のものに限り」に改め、同項第3号中「10万円」を「100万円」に、「、単価契約によるもの、食糧費及び定期刊行物等の年間契約に係る経費」を「及び単価契約によるもので契約の期間内の予定総額が100万円以上のもの」に改め、同項第4号から第6号まで及び第8号中「10万円」を「100万円」に改め、「単価契約によるもの」の次に「で契約の期間内の予定総額が100万円以上のもの」を加え、同項第10号中「備品購入費」の次に「（100万円未満のものを除く。）」を加え、同項第11号中「法令」を「100万円未満のもの及び法令」に改める。

第126条第2項に次の1号を加える。

(6) インターネットを利用して行う県の所有する財産の売払に係るシステムを管理する事業者がする保証 保証する金額 第186条（見出しを含む。）中「である土地」を削る。

別表第1の11中「箕輪工業高等学校」を「箕輪進修高等学校」に改め、同表12中「生活安全特別捜査隊 鑑識課」を「鑑識課」に改める。

別表第2の2の(3)の(ア)の(ク)のe中「収納委託通知書」を「収納事務委託通知書」に改める。

別表第4の11需用費の項中「請求書」を「請求書(支出の原因となる帳票類)」に改め、同表の19負担金、補助及び交付金の項中「内示をする」及び「内示をしないものにあつては交付決定のとき、」を削る。

様式第59号の備考に次のように加える。

- 4 物品の種類により、これにより難いものにあつては、この様式に準じて作成することができること。

様式第123号中「収納委託通知書」を「収納事務委託通知書」に、「収納委託金額」を「委託金額」に、「収納委託金」を「委託金」に、同様式の別紙中「収納委託内訳書」を「収納事務委託内訳書」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

会 計 課

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように制定します。

平成20年3月31日

長野県公営企業管理者職務執行者
長野県企業局長 峯 山 強

長野県公営企業管理規程第2号

長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程

長野県企業局の組織に関する規程(昭和42年長野県公営企業管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる」を「別に定める係を置く」に改める。

第4条第2項を削る。

第31条を次のように改める。

(現地機関の係の設置)

第31条 現地機関に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

別表第10の局の項中

局の重要事項の統括掌理
局の技術に関する専門的業務の統括掌理

を

局の重要事項の統括掌理及び局長の職務遂行の補佐
局の技術に関する専門的業務の統括掌理及び局長の職務遂行の補佐

に改め、

同表の課の項中

企画幹	企画調整事務の総括掌理
技術幹	課の技術に関する専門的業務の総括掌理
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
主任企画員	特に高度な企画調整事務

を

企画幹	企画調整事務の総括掌理又は課の技術に関する専門的業務の総括掌理
課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理

に、

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

を

担当係長	課長が指定する特定の事務の分掌
------	-----------------

に改める。

別表第12の現地機関の項中

企画幹	企画調整事務の総括掌理
技術幹	課の技術に関する専門的業務の総括掌理

を

企画幹	企画調整事務の総括掌理又は所の技術に関する専門的業務の総括掌理
-----	---------------------------------

に、

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
主任企画員	特に高度な企画調整事務

を

課長補佐	課長又は管理所長の職務遂行の補佐及び課務又は所務の整理
------	-----------------------------

に、

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

を

係長	課務の分掌及び係員の指揮監督
担当係長	上司が指定する特定の事務の分掌

に改め、同表の水道管理事務所及び水道用水管理事務所の項中

作業主任者	労働安全衛生法第14条に規定する職務
-------	--------------------

を

次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
作業主任者	労働安全衛生法第14条に規定する職務

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この管理規程は、平成20年4月1日から施行する。

(企業職員の給与に関する規程の一部改正)

2 企業職員の給与に関する規程(昭和43年長野県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「

企画幹
技術幹

」を「

企画幹

」に改める。

経営企画課

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年 3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第1条 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第12条の2」を「第12条」に改める。

第2条中「こども支援課」及び「私学教育課」を削る。

第4条第9号中「第12条の2」を「次条」に改め、同条第19号を同条第20号とし、同条第18号を同条第19号とし、同条第17号を同条第18号とし、同条第16号の次に次の1号を加える。

(17) 教育に関する法人に関すること。

第5条第6号中「小学校」を「幼稚園、小学校」に改め、同号を同条第7号とし、同条第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号の前に次の1号を加える。

(1) 幼稚園(付属幼稚園を除く。第7号及び第17条において同じ。)の設置、管理及び廃止に関すること。

第7条第1号中「生徒指導」を削り、同条に次の1項を加える。

2 教学指導課に、心の支援室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 人権教育に関すること。
(2) 子どもの権利保護に関すること。
(3) 生徒指導に関すること。

第8条第3号中「並びに社会人権教育」を削り、同条第14号を同条第15号とし、同条第4号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 家庭教育に関すること。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第12条の2を削る。

第17条第3項第5号及び第4項第1号中「小学校、中学校及び公立の幼稚園」を「幼稚園、小学校及び中学校」に改める。

第21条第5項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 指導力不足等教員の指導の改善に関する研修、研究及び調査に関すること。

第39条第2項中「次の表の左欄に掲げる職」を「教育参事に」、「同表の右欄に掲げる職務を行う」を「局の重要事項を統括掌理する」に改め、同項の表を削る。

別表第7中

Table with 3 columns: 課, 課長, 課務の掌理及び所属職員の指揮監督. Rows include 企画幹, 課長補佐, 主任企画員.

Table with 3 columns: 課又は室, 課長/室長, 課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督. Rows include 企画幹, 課長補佐.

Table with 2 columns: 企画員, 高度な企画調整事務

Table with 2 columns: 担当係長, 課長又は室長が指定する特定の事務の分掌

Table with 2 columns: 青少年指導主事, 社会教育主事. 青少年の健全育成に関する専門的事務, 社会教育法第9条の3第1項に規定する職務

Table with 2 columns: 社会教育主事, 社会教育法第9条の3第1項に規定する職務

Table with 2 columns: 課長, 主任企画員. 課務の掌理及び所属職員の指揮監督, 特に高度な企画調整事務

Table with 2 columns: 課長, 課務の掌理及び所属職員の指揮監督

に、

企画員	高度な企画調整事務
-----	-----------

を

担当係長	上司が指定する特定の事務の分掌
------	-----------------

に改める。

別表第8の教育機関の項中

主任企画員	特に高度な企画調整事務
専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
企画員	高度な企画調整事務

を

専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
担当係長	上司が指定する特定の事務の分掌

に改め、同表の図書館の項中

課長補佐	課長の職務遂行の補佐及び課務の整理
------	-------------------

を

係長	課務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
----	------------------------

に、

映写技師	映写機の操作及びフィルム等の整備業務
------	--------------------

を

学芸員	博物館法第4条第4項に規定する職務
-----	-------------------

に改める。

(長野県立高等学校管理規則の一部改正)

第2条 長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第3の企画員の項を次のように改める。

担当係長	上司が指定する特定の事務の分掌
------	-----------------

(特別支援学校管理規則の一部改正)

第3条 特別支援学校管理規則(昭和39年長野県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第4の企画員の項を次のように改める。

担当係長	上司が指定する特定の事務の分掌
------	-----------------

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

教育総務課

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則

長野県教育委員会事務処理規則(昭和46年長野県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「本庁の課」を「本庁の課若しくは室」に改める。第6条第2項中「の課長」を「の課又は室の長」に改める。

別表第1の(1)中「重要施策」を「基本的な方針又は重要施策」に改め、同(16)を同(17)とし、同(15)の次に次の事項を加える。

(16) 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関すること。

別表第4中「課長」を「課長(室の長を除く。)」に改める。

別表第6の1中「生活環境部長」を「企画部長」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

教育総務課

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第3号

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部

を改正する規則

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則(昭和32年長野県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2の主任企画員の項を削り、同表の企画員の項を次のように改める。

担当係長	次長が指定する特定の事務の分掌
------	-----------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(長野県人事委員会事務処理規則の一部改正)

2 長野県人事委員会事務処理規則(昭和39年長野県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の(1)中「主任企画員」を「次長補佐」に改める。

人事委員会事務局

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第4号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の4の項中

- | | | |
|--|---------|--|
| 「
1 本庁の係長
2 規模の小さい現地機関の課長
3 現地機関の課長補佐
4 企画員
」 | を | |
| 「
1 係長
2 特に規模の小さい現地機関の課長
3 規模の小さい現地機関の課長補佐
4 担当係長
」 | に改め、同1の | |

5の項を次のように改める。

5	1 課長補佐
	2 現地機関の課長
	3 専門幹

別表第1の1の6の項中「企画幹又は技術幹」を「企画幹」に改め、同表の4の4の項中「現地機関の課長補佐」を「課長補佐」

に、「5 企画員」を「5 係長
6 担当係長」に、「6」を

「7」に、「7」を「8」に改め、同表の5の5の項中「副総看護師長」を「副看護部長」に、「保健所の健康づくり支援課の課長補佐」を「課長補佐」に、「5 企画員」を

「5 係長
6 担当係長」に、「6」を「7」に改め、同5の6の項

中「総看護師長」を「看護部長」に改める。

別表第2中「通信技師 応接技師」を「通信技師」に、「動物保護管理技師 看護技師 介助技師 動物コーディネーター」を「動物愛護管理技師 介助技師」に、「ガス技師長 ガス技師 水道技師長」を「水道技師長」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「危機管理局长
企画局长
会計管理者」を「会計管理者
東京事務所長」に、

「総務参事」を「企画参事
総務参事」に、「生活環境参事
生活環境技監
商工参事
商工技監」

を「環境参事
環境技監
商工労働参事
商工労働技監」に、「土木参事
土木技監」を

「建設参事
建設技監」に、

「企画参事
会計参事
東京事務所長
短期大学の学長及び事務局长
県立総合リハビリテーションセンター次長
上田保健所長 飯田保健所長 大町保健所長
看護大学の学長及び事務局长」を

「病院事業局长
会計参事
短期大学長
飯田保健所長
看護大学長」に、「佐久建設事務所長 上田建設事務所

長」を「上田建設事務所長」に、

「参事(人事委員会が別に定めるものに限る。)」を

「短期大学事務局长
県立総合リハビリテーションセンター次長
看護大学事務局长
参事(人事委員会が別に定めるものに限る。)」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「危機管理局长 企画局长」を「病院事業局长」に、「人事課の企画幹 課長補佐及び室長補佐」を「病院事業局の次長 秘書課の秘書担当の企画幹 人事課の企画幹 課長補佐」に改め、「主任企画員」を「課長補佐」に、「秘書係の企画員」を「秘書係の担当係長」に、「企画員」を「担当係長」に、「及び企画員」を「及び担当係長」に、「行政改革課の企画員」を「行政改革課の担当係長」に、「情報公開・法務課」を「情報公開・私学課」に、「担当する企画員」を「担当する担当係長」に、「次長 総看護師長」を「次長 看護部長」に、「副校長」を「校長」に、

「看護大学 学長 教授(大学が人事委員会と協議して定めるものに限る。) 事務局长」

を

「看護大学 学長 学部長 教授(大学が人事委員会と協議して定めるものに限る。) 事務局长」

に、「事務長 経営管理部長 看護部長 総看護師長」を「事務部長 看護部長」に、「佐久高速道事務所 所長
北信新幹線事務所 所長」を

「佐久高速道事務所 所長」に改め、同表の議会事務局の項

中「企画員」を「担当係長」に改め、同表の教育委員会事務局及び教育機関の項中「課長補佐(代決権を有するものに限る。)

義務教育課の教員の人事担当の主任企画員」を「室長 課長補佐(代決権を有するものに限る。)

に、「企画員」を「担当係長」に改め、同表の人事委員会事務局の項中「主任企画員 係長 企画員」を「係長 担当係長」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第4条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第44条第3項第1号のエを次のように改める。

エ 農林業普及指導手当

別表第2のアの4級の項中

「	1 本庁の係長の職務 2 規模の小さい現地機関の課長の職務 3 現地機関の課長補佐の職務 4 企画員の職務	を
「	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務	に改め、同

アの5級の項を次のように改める。

5級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務
----	---------------------------

別表第2のアの6級の項及び7級の項中「又は技術幹」を削り、同表のエの5級の項中「現地機関の課長補佐」を「課長補佐」に、

「	4 企画員の職務	」を	「	4 係長の職務 5 担当係長の職務	」に、
---	----------	----	---	----------------------	-----

「5 主幹」を「6 主幹」に、「6」を「7」に改め、同表のオの5級の項中「副総看護師長」を「副看護部長」に改め、「保健所の健康づくり支援課の」を削り、

「	5 企画員の職務	」を	「	5 係長の職務 6 担当係長の職務	」に、
---	----------	----	---	----------------------	-----

「6」を「7」に改め、同オの6級の項中「総看護師長」を「看護部長」に改める。

別表第4の大学卒の4 大学6卒の項の(1)中「第53条ただし書」を「第85条ただし書」に改め、同表の大学卒の6 大学4卒の項の(6)中「盲学校若しくはろう学校」を「特別支援学校」に改め、同表の短大卒の2 短大2卒の項の(3)中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同表の高校卒の1 高校専攻科卒の項の(1)中「盲学校、ろう学校又は養護学校」を「又は特別支援学校」に改め、同表の高校卒の2 高校3卒の項の(1)中「若しくは中等教育学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の高等部」を「中等教育学校又は特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)」に改め、同表の中学卒の中学卒の項の(1)中「盲学校、ろう学校若しくは養護学校の中学部」を「特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)」に改め、同表の備考を同備考の2とし、同備考の2の前に次のように加える。

- この表の大学卒の6 大学4卒の項の(6)中の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校及びろう学校を、短大卒の2 短大2卒の項の(3)、高校卒の1 高校専攻科卒の項の(1)、高校卒の2 高校3卒の項の(1)及び中学卒の中学卒の項の(1)中の「特別支援学校」には同法による盲学校、ろう学校及び養護学校を含む。

(職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第5条 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「農林業改良普及手当」を「農林業普及指導手当」に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第6条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のアの知事の事務部局の項中	「	危機管理局長 企画局長 会計管理者	」を
-------------------	---	-------------------------	----

「	会計管理者 東京事務所長	」に、	「	総務参事	」を	「	企画参事 総務参事	」
---	-----------------	-----	---	------	----	---	--------------	---

に、	「	生活環境参事 生活環境技監 商工参事 商工技監	」を	「	環境参事 環境技監 商工労働参事 商工労働技監	」に、
----	---	----------------------------------	----	---	----------------------------------	-----

「	土木参事 土木技監	」を	「	建設参事 建設技監	」に、
---	--------------	----	---	--------------	-----

「	企画参事 会計参事 東京事務所長 短期大学事務局長 県立総合リハビリテーションセンター次長 上田保健所長 飯田保健所長 大町保健所長 看護大学事務局長	」を
---	---	----

「	病院事業局長 会計参事 飯田保健所長	」に、「佐久建設事務所長 上田建設事務所
---	--------------------------	----------------------

長」を「上田建設事務所長」に、

「	参事(任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。)	3種 ただし、別に定める場合は、1種、2種、4種又は5種	」
---	------------------------------	---------------------------------	---

を

「	短期大学事務局長 県立総合リハビリテーションセンター次長 看護大学事務局長	3種	」
「	参事(任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。)	3種 ただし、別に定める場合は、1種、2種、4種又は5種	

に、	「	本庁の課長	」を	「	病院事業局次長 本庁の課長	」に、
----	---	-------	----	---	------------------	-----

「	工科短期大学校副校長	」を	「	工科短期大学校長	」に、
---	------------	----	---	----------	-----

「	上田保健所長、飯田保健所長及び大町保健所長以外の保健所長	」
---	------------------------------	---

を	「	飯田保健所長以外の保健所長	」に、
---	---	---------------	-----

「	県立病院の事務長及び経営管理部長	」を
---	------------------	----

「	県立病院の事務部長	」に、「佐久建設事務所長、上田建設
---	-----------	-------------------

事務所長」を「上田建設事務所長」に、「

企画幹 技術幹

」を

「

企画幹

」に、「

工業振興幹 農業検査幹

」を「

農業検査幹

」

に、「

主任専門指導員 森林組合検査幹

」を「

主任専門指導員

」に改め、

「(上伊那地方事務所福祉課長、木曾地方事務所農地整備課長、北安曇地方事務所税務課長並びに北信地方事務所の福祉課長、農地整備課長及び商工観光課長を除く。)」及び「

総看護師長

」を削り、「

工科短期大学校事務局長

」を

「

工科短期大学校の副校長及び事務局長 松本技術専門学校副校長

」に、

「

飯田保健所健康づくり支援課長 松本保健所の課長

」を

「

松本保健所の課長

」に改め、「及び総看護師長」を削り、

「

林業総合センターの管理部長及び指導部長

」を

「

林業総合センター管理部長

」に、

「

裾花ダム管理事務所長 北信新幹線事務所長

」を「

裾花ダム管理事務所長

」

に改め、同アの議会事務局の項中

調整幹

 を

「

企画幹

」に改め、同アの教育委員会の事務局及び教育機関

の項中「

事務局の課長

」を

「

事務局の課長 事務局の課に付置される室の室長

」に改め、同アの労働委

員会事務局の項中

事務局の局付（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）	4種 ただし、別に定める場合は、5種又は6種
調整総務課長	5種

を

調整総務課長	4種
事務局の局付（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）	4種 ただし、別に定める場合は、5種又は6種

に改め、同表のイ中

高等学校、特別支援学校、小学校又は中学校の教頭（人事委員会がこれらに準ずると認めるものを含む。）	8種 ただし、別に定める場合は、7種又は9種
--	---------------------------

を

看護大学看護学部長	8種
高等学校、特別支援学校、小学校又は中学校の教頭（人事委員会がこれらに準ずると認めるものを含む。）	8種 ただし、別に定める場合は、7種又は9種

に改める。

別表第2のイ中

6級	2種	短期大学長 130,200円 看護大学長 160,200円	を
----	----	----------------------------------	---

6級	2種	短期大学長 130,200円 看護大学長 160,200円	に改める。
5級	8種	52,800円	

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第5号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「100分の155」を「100分の150」に、「100分の195」を「100分の190」に改める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

人事委員会事務局